

私たちのねがい

- 1 保育・子育て支援の制度は、子どもの権利保障を最優先に、国と自治体の責任で行ってください。
- 2 子どもの保育に格差を持ち込まないよう、すべての施設・事業について市町村が保育実施責任を果たせるようにしてください。
- 3 最低基準などを抜本的に改善するために、予算の大幅増額と必要な財政措置をしてください。
- 4 保護者は認可保育所での安心で安全な保育を求めています。市町村が認可保育所整備中心の事業計画を策定し、実施できるよう、国としても緊急保育所整備計画をたて、必要な財政支援をしてください。
- 5 保育料など保護者負担を軽減してください。
- 6 保育士等が働き続けられるよう、職員の処遇を抜本的に改善してください。

よりよい保育を守るために いま、市町村への運動が重要です

運動のポイント

その 市町村に保育制度の改善・拡充を求めましょう

- 1 24条1項を足がかりに、市町村の保育実施責任を保育所以外の施設にも求めていきましょう。
- 2 ニーズ調査をふまえ、認可保育所整備を基本とした事業計画の策定を求めましょう。
- 3 職員加配、保育条件など、市町村の現行水準を確認し、これを維持・拡充するよう求めましょう。
- 4 制度のよりよい運用を求め、要綱、規則などに必要事項を書き込むよう求めましょう。
- 5 保育・子育て関連予算の大幅増額を求めましょう。

その 条例制定をすすめる議会に働きかけましょう

- 1 現行水準を下回らない条例を制定させましょう。
- 2 保育料値上げにならないよう、条例を制定させましょう。
- 3 制度について議会で質問してもらい、市町村の考え方を議事録に残しましょう。

その よりよい制度を求める世論づくりをすすめましょう

- 1 地域で新制度について学習・宣伝、情報発信をすすめましょう。
- 2 自治体に向けて個人署名(請願・陳情)にとりくみましょう。
- 3 認可保育所入所を求める人たちとつながり、保育所づくり、入所運動をすすめましょう。

一人の力は小さくても、
みんなの力が集まれば
社会を変える力になるよ!



全国保育団体連絡会

TEL 03-6265-3171 FAX 03-6265-3230 <http://www.hoiku-zenhoren.org/>
〒162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ

知っていますか? 子ども・子育て支援 新制度!

今、就学前の子ども保育・教育に関わる制度が大きく変わろうとしています。



2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」(以下、新制度)がスタートする予定です。

制度の内容や仕組みはとても複雑で、保護者や、幼稚園・保育所の関係者への周知はすすんでいません。

新制度の本格実施まであとわずかですが、課題は残されたままです。だからこそ、今、新制度を正しく理解し、制度の改善とよりよい運用を求めて、実施主体である市町村や国に対して意見をあげていきましょう。

複雑すぎる新制度—どんなしくみ?

対象となる施設・事業の種類が大幅に増えます。これまで施設に出されていた補助金が利用料の補助として保護者に給付される仕組み[利用者補助]になります。

さらに、保育所以外は施設と利用者(保護者)が契約を結ぶ仕組み[直接契約]となり、保育の利用に対する市町村の責任が後退します。

児童福祉法24条1項を活かすことが、 子どもを守ること!

新制度は、直接契約の仕組みが基本です。認可保育所では、保育を受ける権利を市町村が保障する仕組みが維持されます(児童福祉法24条1項に市町村の保育実施責任が明記されました)。これは、全国の保育関係者の運動によるものです。

今後、すべての子どもたちに平等で豊かな乳幼児期を保障するために、認可保育所にとどまらず、24条1項を足がかりにすべての施設・事業に市町村が責任をもつよう求め、全体の底上げを図ることが必要です。

財源は消費税でいいの? 未だ不明確な新制度財源

新制度実施には、1.1兆円程度の追加財源が必要とされました。消費税率10%への引き上げを前提に、消費税からまず7000億円を充てるとしていますが、満額確保できるのは2017年度で、残りの4000億円にいたっては目途さえたっていない。それでも国は2015年4月に新制度を実施すると明言しているのです。

財源は不安定な消費税のみではなく、子どものために必要な財源を最優先で確保することが課題です。

多様な施設に多様な基準 保育に格差を認めていいの？

幼稚園や保育所、認定こども園(4種類)、地域型保育事業(小規模保育や家庭的保育など4種類)等、施設・事業の種類が大幅に増えます。施設や職員配置の基準が違うため、入所した施設によって、受ける保育に格差が生まれることが予想されます。これまでの水準が、低下しかねません。

どの施設でも、施設や職員の基準は同じとすべきです。各自治体で制定する条例で、基準に格差をつけないよう、要望しましょう。

乳児保育は基準の緩い 地域型保育が中心！

認可保育所よりも基準の緩い地域型保育(アパート・ビルの一室など簡易な施設での保育が可能)も補助の対象となり、これらを待機児童解消、乳児保育の受け皿として活用しようとしています。国は、保育士資格者以外も保育ができるような基準を示しています。

待機児童対策は、認可保育所の整備を基本にし、一時的に地域型保育を活用する場合であっても、保育者は全員資格者とするなど、現行認可保育所を下回らない基準を求めましょう。

保育の利用認定が必要に 保育時間が短くなるの！

あなたは短時間なので8時間まで利用できませんよ。保育所はいっぱいでした

残業はどうなるんですか。保育所に入りたいです

保育利用の認定が必要です。保育所も保育所以外も一緒に申し込みを受付けます！



利用認定と調整

市町村

保育を利用するには市町村の認定が必要です。保護者の就労状況をもとに保育時間の上限が決まります。現時点では、短時間(上限8時間)と標準時間(上限11時間)の2区分と説明されていますが、これまでより保育時間が短くなる、障害をもつ子どもが認定されない、などの問題が生じる危険性があります。

利用の申込みは、すべて市町村で受け、各施設の利用の調整を行うと説明されていますが、詳細は明らかにされていません。

認定は子どもにとって必要な保育(時間)が保障されるよう求めましょう。希望する施設に入れるよう、市町村の責任で利用の調整を行うことを求めましょう。



保育料はどうなるの？ 実費徴収・上乗せ徴収認める新制度

保育料は、国が示した基準額をもとに、子どもの年齢や、保護者の就労時間の差による認定区分、保護者の所得によって市町村が認定します。

国は、現在の負担水準を当面維持するとしていますが、国が設定する現行保育料は最高額が月10万円を超え非常に高額です。実際には各自治体が補助していますが、新制度を機に軽減措置を見直す心配があります(すでに保育料引き上げを表明している自治体もあります)。

さらに保育料以外の上乗せ徴収や実費徴収も認められており、黙っていると保護者負担が増える恐れがあります。

保育料など保護者負担の軽減を求めて、働きかけましょう。



学童保育は どうなるの？

学童保育は、市町村事業である地域子ども・子育て支援事業の中の放課後児童クラブ事業となります。市町村は学童保育の設備・運営基準の条例化、数値目標の設定、計画的な普及を図らなければなりません。新たに小学校6年生までが事業の対象になり、量的な拡充も課題です。

必要な財源を確保し、職員配置や集団の規模、施設条件など現行水準を下回らないよう求めましょう。

？ 公定価格って なんですか？

保育を行うための経費を、子ども1人あたりの単価として示したものを【公定価格】と言います。新制度の実施に向けて示された仮単価は、現状より1割程度増えると国は説明しています。

しかし、①延長保育などの補助金の扱いが不明で、単価の増が施設等の収入総額に反映するかわからない、②単価の増額には条件があり、すべての施設等で単価が改善されるわけではない、などの問題点が指摘されています。仮に増額になったとしても、1割程度では大幅な改善は望めません。

また、今回示された仮単価では、①幼稚園と保育所は年間保育時間が3倍程度違うのに、価格差がわずかである、②保育短時間と保育標準時間の区分でも保育時間が3時間程度違うのに価格差はわずかである、など長時間保育が正当に評価されていません。

保育料負担を抑制しつつ単価を引き上げること、保育時間の長さを適正に単価に反映させるよう求めましょう。

幼保連携型認定こども園を特別扱いせず、すべての施設・事業で質の高い保育(教育)が保障されるよう、条件整備を求めましょう。

保育園でもきちんと「教育」をしています

